

## 議員提出議案第 5 号

### 狭山市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

狭山市議会の議員の定数を定める条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 22 年 12 月 8 日

狭山市議会議長 手 島 秀 美 様

提出者 狭山市議会議員 中 川 浩

賛成者 同 大 島 政 教

#### 提案理由

財政赤字と少子高齢化の中では、これまでの行政サービスさえ維持する事は難しく、更に今後高齢化社会などに対応する予算の確保が必要で、増税や市民負担が増える懸念と、アジア諸国の経済発展の中で日本の雇用情勢は今後益々厳しくなる事が懸念され、市民が安心して生活する為には、行政・政治は大幅な経費削減と改革に取り組む必要がある。

そこで、市議会においては、狭山市連合自治会からの要望通り、議員定数を 24 人から 21 人に改めたく、この案を提出するものである。

### 狭山市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

狭山市議会の議員の定数を定める条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「24 人」を「21 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。